

第5回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年5月20日（水）15時00分から15時50分

開催場所 那珂川町役場 201・202・203会議室

出席委員

農業委員（19名）				農地利用最適化推進委員（22名）			
1番	滝童内政可	2番	小林 一恵	馬 頭	鈴木 一夫	健 武	佐 藤 保
3番	益子 順一	4番	岡 寿 実	矢 又		和 見	小高 栄二
5番	深澤 弘子	6番	益子 稔	小 口	藤 田 保	北向田	大森 秀一
7番	谷田 知教	8番	船山 伸一	久那瀬	岡 浩 幸	松野・富山	大 武 正
9番	船見 和哉	10番	小高 辰也	盛 泉	大金 安男	谷 川	鈴木 明信
11番	高 野 寛	12番	穴山 正一	大内・大那地		大山田下郷	渡邊 久雄
13番	川上 早春	14番	佐々木文子	大山田上郷	岡 崎 俊	小 砂	笹沼 則男
15番	星 フミ子	16番	佐藤 次男	1区・2区・3区	川上 雅人	1区・2区・3区	深澤 一郎
17番	西宮 一美	18番	益子 波子	4区・5区	橋本 征雄	6区・9区	板橋 了寿
19番	磯部 正美			6区・7区	鈴 木 勲	8区	佐竹 賢一
				9区・10区	郡司 公平	11区	高村 安英
				12区		13区	佐藤 知子
				14区	板山 勝則		

欠席委員 ※農業委員のみ記載

農業委員			

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 日程第5 議案第2号 非農地証明願による現況地目の認定について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 日程第7 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 追加日程第1 追加議案第1号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業委員会事務局職員

事務局長 星 善浩
係 長 小幡 優子
主 事 小山田 真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第5条に基づき会長が議長となる

議長	只今より、令和8年 第5回総会に入ります。 出席委員は、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第1 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。よって、本総会は本日1日と決定いたします。 日程第2 議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第19条第2項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することにより異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に11番 高野寛 委員、12番 穴山正一 委員を指名いたします。 日程第3 報告第1号 農地等の地目変更についてを上程します。 事務局に報告の朗読および説明を求めます。
事務局 (小幡)	【報告朗読】
事務局長	報告第1号 農地等の地目変更について説明いたします。 「農地等の地目変更1 大内」の申請地周辺見取図をご覧ください。 当該地は、大内滝沢地内にあり、県道矢又大内線と町道馬坂滝沢線との交差点から西へ約500mに位置する農地です。 申請地は、令和8年4月から「田」として利用しており、農地台帳地目を「畑」から「田」に変更するものです。裏面の写真のとおり、現在、水を入れて、水田となっております。 以上、報告いたします。
議長	報告の朗読および説明が終わりました。 質疑はありますか。
各委員	【質疑なし】

議 長	質疑はないようですので、本件についてはご了承くださるようお願いいたします。 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事務局 (小 幡)	【議案朗読】
議 長	議案の朗読が終わりました。 申請1 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、10番 小高辰也 委員と、小高栄二 推進委員です。 10番 小高辰也 委員から調査の報告を求めます。
10番 小高委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、5月18日に小高推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、申請地は長年にわたり譲渡人が譲受人へ貸し付けていましたが、譲渡人は地元には住んでおらず維持管理が大変なため、譲受人に所有権を移転するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、許可日から永久です。売買価格は総額で35万円です。 耕作面積は自作地23,238㎡、申請地面積4,981㎡を合わせると28,219㎡です。作付予定面積は、水稻17,088㎡、野菜5,131㎡、サツマイモ6,000㎡です。 大農機具の所有状況は、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が300日、農作業歴が50年、譲受人の妻が農作業従事日数300日、農作業歴10年です。譲受人の家から申請地までの距離は約1kmで、車で2分ぐらいです。 申請地は土地改良区の土地であり、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 小高栄二推進委員から意見はありますか。
小高 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 1 の売買による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 小高辰也委員ご苦労さまでした。 申請 2 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、17 番 西宮一美 委員と、鈴木一夫 推進委員です。17 番 西宮一美 委員から調査の報告を求めます。
17 番 西宮委員	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が提出されましたので、5 月 13 日に鈴木一夫推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 この案件は、4 月に農地法第 5 条の許可申請のあった宅地の隣接地であり、自家消費用の野菜を栽培する目的で申請がありました。 権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は、自作地借入地はありません。申請地の 287 ㎡のみとなります。 大農機具の所有状況は管理機 1 台です。申請人の農作業従事状況ですが、予定として譲受人本人の農作業従事日数が 150 日、譲受人の妻が 100 日です。譲受人の家から申請地までの距離は、隣接しており、徒歩 1 分です。 申請地は周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木一夫 推進委員から意見はありませか。
鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。

議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請2の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請2につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 西宮一美委員ご苦労さまでした。 申請3 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、1番 滝童内政可 委員と、鈴木勲 推進委員です。1番 滝童内政可 委員から調査の報告を求めます。
1 番 滝童内委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、5月16日に鈴木推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、譲渡人は那須町に住んでいて遠いため、親戚である譲受人へ贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は自作地 3,355 m²、借入地 12,679 m²、申請地面積 2,481 m²を合わせると18,515 m²です。作付予定面積は、水稻 16,012 m²、野菜 2,503 m²です。野菜は、主にナス、ニンジン耕作する予定です。 大農機具の所有状況は、トラクター2台、田植え機2台、コンバイン1台です。 申請人の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が300日、農作業歴が40年です。譲受人の家から申請地までの距離は、約0.4kmで徒歩10分ぐらいです。 申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木勲推進委員から意見はありませんか。
鈴木	特にありません。

推進委員	
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請3の贈与による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請3につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 申請4 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。調査員は引き続き、1番 滝童内政可 委員と、鈴木勲 推進委員です。1番 滝童内政可 委員から調査の報告を求めます。
1 番 滝童内委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されましたので、5月16日に鈴木勲推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、先ほどと同じで、譲渡人が那須町に住んでいて、遠いため親戚に贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は自作地 48,857 m ² 、借入地 7,544 m ² 、申請地面積 8,936 m ² を合わせると合計 65,337 m ² です。作付予定面積は、水稻 64,332 m ² 、野菜 205 m ² 、牧草 800 m ² です。野菜は主にニンジン、ハウレンソウを作付けする予定です。 大農機具の所有状況は、トラクター2台、田植え機2台、コンバイン2台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が300日、農作業歴が40年、譲受人の母が農作業従事日数60日、農作業歴40年です。譲受人の家から申請地までの距離は、約0.3kmで徒歩でおおよそ10分です。 申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木勲推進委員から意見はありませんか。
鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 4 の贈与による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 4 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 申請 5 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。調査員は引き続き、1 番 滝童内政可 委員と、鈴木勲 推進委員です。1 番 滝童内政可 委員から調査の報告を求めます。
1 番 滝童内委員	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が提出されましたので、5 月 16 日に鈴木勲推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、譲渡人が所有する農地を少なくするため譲受人へ贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転で、許可日から永久です。 耕作面積は自作地 48,857 m ² 、借入地 7,544 m ² 、申請地面積 545 m ² を合わせると合計 56,946 m ² です。作付予定面積は、水稻 55,941 m ² 、野菜 205 m ² 、牧草 800 m ² です。野菜は主にニンジン、ホウレンソウ等を作成する予定です。 大農機具の所有状況は、トラクター 2 台、田植え機 2 台、コンバイン 2 台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 300 日、農作業歴が 40 年、譲受人の母が農作業従事日数 60 日、農作業歴 40 年です。譲受人の家から申請地までの距離は約 0.3 km で、徒歩でおよそ 10 分です。

	申請地は、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第3条第2項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 鈴木勲推進委員から意見はありませんか。
鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請5の贈与による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請5につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 滝童内政可委員、ご苦勞様でした。 日程第5 議案2号 非農地証明願による現況地目の認定についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。 番号1 畑に係る非農地証明願についてを議題といたします。 調査員は、16番 佐藤次男 委員と 川和義夫 推進委員です。16番 佐藤次男 委員から調査の報告を求めます。

16番 佐藤委員	非農地証明願が提出されましたので、5月11日に川和推進委員と私と事務局で調査を してまいりましたので、ご報告いたします。 願出人の住所・氏名につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請地は大内地内の 畑で2筆です。 申請地周辺の見取図をご覧くださいればわかるように、この土地は70年以上前、もう 1棟は53年以上前から建物が建っている状況です。この建物によって耕作不能となって 現在に至っております。 今後も、農地としての利用は困難であると確認してきました。 報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	議案第2号、非農地証明願による現況地目の認定について補足説明いたします。 長い期間、非農地であったことは佐藤委員から報告があったとおりですが、申出地に建 っている納屋が、家屋評価証明書より片方が昭和47年に建築、また、もう片方がそれよ り前に建築されていることが分かり、少なくとも53年以上宅地として使っていたことが 確認できました。 また50年前の航空写真には、両地目とも当該建物が存在しており、宅地として使用さ れていたことが確認できました。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	それでは、審議に入ります。 質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【意見なし】
議 長	質問がないようですので、採決を行います。 番号1 非農地証明願による現況地目の認定については、願出のとおり認定することに 異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって番号1につきましては、願出のとおり認定することに決定 いたしました。 佐藤次男 委員、ご苦勞様でした。 日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。
事 務 局	【議案朗読】

(小 幡)	
事 務 局 (小山田)	日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見についてを説明させていただきます。 配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画 (案)」の 2 ページ目の総括表を御覧ください。 内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者 2 名、筆数 2 筆、面積 10,729 ㎡となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は 2 名となっております。公告年月日は令和 8 年 6 月 30 日を、効力発生日は令和 8 年 7 月 1 日を予定しています。一覧表及び明細書につきましては、記載のとおりですので、各自でご覧ください。 今回の農用地利用集積等促進計画 (案) について、全てを効率的に利用し耕作を行うこと、周辺農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することなど必要な要件を満たしていると考えています。 農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	議案の朗読、及び説明が終わりました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 町から依頼がありました、農用地利用集積等促進計画 (案) については、意見なしで回答することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号につきましては、意見なしで町へ回答することといたします。 日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
事 務 局 (小山田)	日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを説明させていただきます。 配布させていただきました別添資料の「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。これは、農業委員会等に関する法律 (法第 37 条) の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実施状況の公表を行うた

め、次のとおり審議を求めるものです。

それでは、説明に入ります。1 ページ目は令和7年度の状況になり、資料のとおりになります。

2 ページ目をご覧ください。(1) 農地の集積について、②の今年度(令和7年度)の目標集積面積は20haとなっていました、③集積面積の実績は18.5ha、目標に対する達成状況も96.1%となっており、目標を下回る結果となりました。これは令和7年度から基盤法による農地の貸し借りが廃止となったことが大きな要因として考えられます。今後も担い手不足により状況が深刻化していく中で、どのように集積を進めていくかが、課題であります。

次のページをご覧ください。(2) 遊休農地の発生防止・解消について、②目標は既存遊休農地の解消面積は4.2ha、新年度に新規発生した遊休農地の解消面積を4haとしていましたが、③実績は既存遊休農地の解消面積は8.9ha、前年度に新規発生した遊休農地の解消面積はありませんでした。達成状況は211%で目標に対して期待を上回る結果となりました。

次のページをご覧ください。(3) 新規参入の促進、②新規参入者への貸付農地の目標公表面積は8.5haとしましたが、③実績は0.2haで、目標に対して期待を下回る結果となりました。

次のページをご覧ください。活動強化月間は資料のとおり3回設定し、3回実施することができ、目標に対して期待どおりの結果となりました。また、新規参入相談会への参加は1回設定しましたが、こちらは目標に対して不参加となりました。

全体を通して令和7年度は、目標に対して期待を上回る結果となりました。事務局で各委員の方の活動を集計した結果、期待を大幅に上回る方が1人、期待を上回る方が25人、期待どおりの方が18人となりました。

次のページの事務の実施状況は資料のとおりになります。

なお、この議案の承認後に県へ報告しますが、訂正の指示があった際には、確認のうえ訂正をしますのでご了承ください。

説明は以上となります。この内容で公表してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします

議 長 事務局の議案の朗読並びに説明が終わりましたので、審議に入ります。意見・質問のある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員 【意見なし】

議 長 意見・質問がないようですので、採決を行います。
議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

各 委 員 【異議なし】

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたします。
ここでお諮りします。「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を追加日程第1 追加議案第1号として、審議することに異議ありませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。暫時休憩いたします。

【休憩】

議 長

再開いたします。
追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。
事務局に議案の朗読、及び、産業振興課農政係 川俣係長の説明を求めます。

事 務 局
(小 幡)

【議案朗読】

農政係
川俣係長

ただいま上程されました追加議案について説明いたします。
このたび那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更の申し出があったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づきまして、農業委員会に意見を求めるものです。
お配りしましたお手元の資料をご覧ください。
今回、2地区4件の変更申出書の提出がありました。
変更申出一覧の①についてですが、地域名は健武で番地が健武〇〇番地、〇〇番地〇、〇〇番地〇を除外するものとなります。地目、面積は記載のとおりでして将来的には太陽光発電施設の設置を検討しているということです。
本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。
次に申出一覧②についてですが、地域計画の地域名は健武、申請地の健武〇〇番地を除外するものです。
地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。
本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。
次に申出一覧③についてですが、地域計画の地域名は健武、申請地は健武〇〇番地〇、〇〇番地〇を除外するものです。
地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。
本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。
最後に申出一覧④についてですが、地域計画の地域名は3区で、申請地の小川〇〇番地〇の一部を除外するものです。
地目、面積等は記載のとおりでして、こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。
本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているということです。
以上、4件について簡単にご説明させていただきましたが、変更申し出一覧の次のページからは該当する地域の地域計画と目標地図を添付しております。
地域計画本文につきましては、更新の年月日の欄、区域内の農用地など面積の欄が変更

となる予定です。

目標地図につきましては、該当する筆の部分を赤色で示しております。

併せてご確認ください。

説明は以上です。

議 長

議案の朗読、及び説明が終わりました。

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【意見・質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

町から依頼がありました、追加議案第1号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加議案第1号につきましては、意見なしで回答することとします。

川俣係長、ありがとうございました。

本日の付議事件につきましては以上です。

長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

ご起立願います。 一礼一。

ご苦労様でした。